

令和4年

3月号

濱田会計事務所通信

令和4年3月5日発行 Vol.55

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内

小学校休業等対応助成金とは

令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主を支援します。（令和3年12月31日までの休暇については既に申請期限が終了しています。）

1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども
2. 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

申請期限

令和4年1月1日～同年3月31日までの休暇 : **令和4年5月31日（必着）**

休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請

この支援金は通常は事業主が申請するものですが、事業主が本助成金の活用の働きかけに応じない場合に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより労働者（大企業に雇用されている方はシフト制労働者の方に限られます）が直接申請することが可能となっています。

労働者の方が利用を希望する場合、都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する相談窓口』にご連絡をしてください。まずは労働局から事業主に、小学校休業等対応助成金の活用の働きかけが行われます。それでも事業主が助成金の活用に応じない場合には、労働者の方から休業支援金・給付金の支給申請ができるよう、労働局から事業主に必要な協力の働きかけが行われます。

休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請の対象について

以下を満たすことを前提に、休業支援金・給付金の支給要件を満たす場合に対象となります。

- ①労働者が労働局に小学校休業等対応助成金の申請を行い、労働局が事業主に助成金活用・有給の休暇付与の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかったこと
- ②新型コロナウイルス感染症への対応としての小学校等の臨時休業等のために仕事を休み、その休んだ日時について、賃金等が支払われていないこと
- ③休業支援金・給付金の申請に当たって、当該労働者を休業させたとする扱いとすることを事業主が了承すること。また、休業支援金・給付金の申請に当たって、事業主記載欄の記入や当該労働者への証明書類の提供について、事業主の協力が得られること

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口

兵庫 078-367-0850 大阪 06-6949-6494

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する助成金は様々ありますが、労働者向けの助成金は事業主が対応しない場合は支援を受ける事が出来ません。事業主が対応しない場合のための個人申請も用意されていますが、最終的には事業主の協力がなければいけません。

非常に分かりづらい制度ですが、支援が必要な方は窓口にご相談してみてください。



コロナで自宅療養をしても入院給付金が受け取れます

新型コロナウイルスに感染し自宅で療養した場合、多くの保険会社では入院扱いとなり、入院給付金の支払い対象となります。下記は私が加入している生命保険会社の対応ですが、他の生命保険会社でも似たような対応になると思います。

近頃は新型コロナウイルスに感染する人も増えているので、もし感染し、自宅療養をする事になった場合は参考にして下さい。

①療養期間が 14 日以内

- ・提出する書類・・・保険会社が準備する所定の書類
保健所等が発行する「就業制限解除通知書」などの書類、ただし手元がない場合は不要

- ・記載する事項・・・療養期間※

※保険金の支払い対象となる療養期間は「陽性判明日」から、入院が必要にも関わらず、「医療機関または保健所から宿泊施設・自宅での療養を指示された期間（就業制限解除日等まで）」となり、自分の判断や勤務先の指示による自宅待機等の期間は含みません。

②療養期間が 15 日以上

- ・提出する書類・・・保険会社が準備する所定の書類又は保健所等が発行する「就業制限解除通知書」等、医療機関や保健所から指示された療養期間がわかる書類

- ・記載する事項・・・療養期間

医師、病院、診療所、自治体、保健所等の担当者のどなたかの証明（就業制限解除通知書等の書類がある場合は不要）

私の場合は①の療養期間が 14 日以内でしたので、証明等の提出は必要なく、自己申告のみの書類を提出しました。後日保険会社から電話があり、PCR 検査を受けた病院と電話を受けた保健所の名前を聞かれましたが、保健所の名前はわからないので病院の名称だけ伝えました。

以上の手続きで最初に書類を提出した日から 1 週間程度で保険金は入金されています。



事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信しますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。

YouTube 動画配信もしておりますので、右の QR コードより是非ご覧下さい。



【最近の動画】

- ・コロナに感染しました

Twitter 始めました @hamadakaikei

出来るだけリアルタイムに情報発信を行っていきますので、是非フォローをお願いします。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

